

船舶事故調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|---|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和3年7月25日 17時00分ごろ |
| 発生場所 | 福岡県福津市勝島南方沖 神湊 ^{こうのみなと} 港北防波堤灯台から真方位295° 1,280m付近 (概位 北緯33° 51.6′ 東経130° 28.3′) |
| 事故の概要 | ミニボート（船名なし）は、航行中、浅所に乗り揚げた。 |
| 事故調査の経過 | 令和3年8月10日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.45m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、2馬力 |
| 乗組員等に関する情報 | 操縦者、操縦免許 なし |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船外機プロペラに擦過傷等 |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 低潮時 |
| 事故の経過 | 本船は、操縦者ほか家族（以下「同乗者」という。）2人が乗り、勝島で磯遊びを終え帰航することとし、発進した直後に浅所に乗り揚げた。 操縦者は、携帯電話により本事故の発生を118番通報し、来援した水難救済会所属の船舶に救助された。 本船の喫水は、船首約0.2m、船尾約0.3mであった。 操縦者及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。 操縦者は、浅所の存在は知っており、ふだんは海水がきれい海面下の浅所が見えていたが、太陽光（西日）が反射して海面が見えにくく、浅所に気付かなかったと本事故後に思った。 |
| 分析 | 本船は、太陽光の反射で海面が見えにくい状況下、操縦者が、浅所の場所を把握できずに航行したことから、浅所に向かう針路になっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が太陽光の反射で海面が見えにくい状況下、操縦者が、浅所の場所を把握できずに航行したため、浅所に向かう針路になっていることに気付かず、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 操縦者は、浅所の位置を正確に把握しておくこと。 ・ 操縦者は、太陽光の反射で海面が見えにくい場合、サングラスを |

| | |
|--|---------------------|
| | 使用するなどして浅所の確認を行うこと。 |
|--|---------------------|